

DRM 回避規制に関する法制度の在り方  
海外事例との比較検討から  
Regulation on Anti-circumvention  
Comparative Study on Japanese and Foreign Cases

学籍番号：201321661  
氏名：若井 航平  
Kohei WAKAI

近年、DRM(Digital Rights Management、デジタル著作権管理)とその回避規制についての議論が注目されている。DRMにより違法コピー等著作物非許諾利用が防がれ、デジタル著作物市場が発展してきたが、技術的に回避されると効果を発揮できないとして、WIPO 著作権条約に基づき世界各国で DRM 回避規制法が整備された。しかし日本は早期に回避規制法が整備されながらも、裁判例は少なく議論が深まっていない。そこで本論文では、裁判例が豊富で議論も活発に行われている米国、EU、オーストラリアに目を向ける。より規制を強化して自らのコンテンツを保護したい権利者と、私的複製や公益性の高い分野での利用に不利益があるとする利用者双方の利益に配慮した回避規制法の在り方を検討する。

DRM 回避規制法の在り方についての検討を行う上では、立法趣旨・経緯を踏まえたうえで、「保護される DRM の範囲」、「規制対象行為」、「免責」の3点が重要と考えた。

まず保護される DRM の範囲について、海外でなされているような、著作権法においてアクセスコントロールを保護することの問題点を指摘した。アクセス(視聴等)は著作権法の支分権に無い。アクセス権を認め、アクセスという著作物の根本的な利用を権利者にコントロールさせることは、消費者にとっては不利益が大きい。

規制対象行為について、海外法と日本法での大きな差異は回避機器製造行為規制、サービス提供行為規制、回避行為そのものの規制である。しかし現行の回避機器譲渡等提供規制で十分侵害的回避を止められることから、これらの規制を日本で新たに導入する必要性は無いと言える。むしろ規制の実効性を高める上では回避機器をいかに定義するかが重要となる。

免責については、海外法では広範な DRM の定義と規制対象行為にあわせて直接的な免責が設けられているのが特徴である。一方で日本においてはより狭義な DRM の定義をおいたうえで規制対象行為に対して直接的な免責は設けられていない。海外法の直接的な免責は、特に回避行為そのものの規制があることによるものと考えられ、日本の現行法においては直接的な免責を設ける必要性は無いとも言える。一方で現行の回避機器等提供行為に対して、一般的な個別の権利制限規定が及ぶのかが必ずしも明確でなく、その点は明確にする必要がある。

研究指導教員：松縄 正登  
研究副指導教員：村井麻衣子